

入札参加者の皆様へ

総合評価落札方式（低入札価格調査制度）の運用について、見直しを実施しますので、お知らせします。

令和2年3月27日
宇都宮市理財部契約課

総合評価落札方式の運用（低入札価格調査制度）の見直しについて

1 運用見直しの概要

入札手続きをより円滑に実施することで工事の早期着手及び事業者の事務的負担軽減を図るため、低入札価格調査の一部を見直しします。

低入札価格調査に該当した場合の調査

調査内容		令和2年 3月まで	令和2年4月以降	
		すべての 方式	実績評価方式 以外	実績評価方式 (※)
関係書類 提出	すべての項目に、単価、金額、経費率等を記載した設計書	○	○	○
	直近2年間の決算書	○	○	—
	低入札価格 調査用資料	職員数について	○	—
		建設業に従事する職員名簿	○	—
		現在の手持工事について	○	○
		施工に必要な機械、資材	○	—
		労働者の具体的供給見通し	○	—
		過去に施工した 本市発注工事	○	○
		下請発注予定について	○	—
		完成工事売上高の割合	○	—
		コスト削減について	○	○
聞き取り 調査	提出された関連資料を基に、入札内容等について来庁による聞き取り調査を実施	○	○	—

・ 「—」の項目については、必要に応じて調査を実施する場合があります。

※ 提出書類の審査を進める中で内容に疑義が生じた場合、電話等の手段で提出書類の内容の説明を求める場合があります。

2 適用日

令和2年4月1日から適用する。